

漏電遮断器設置義務規定

■：設置義務あり ×：設置義務なし -：該当なし

法規	設置機器と環境	対地電圧		150V以下			150V超過	
		使用電圧		60V以下	100V	単3 200V	200V	415V
電気設備 技術基準 (第36条)	金属製外箱を 有する機器 (第36条)	1. 水気がある場所	×	■	■	■	■	■
		2. 湿気の多い場所	×	×	×	■	■	
		3. 乾燥した場所	×	×	×	×	■	
	4. 機械器具を発・変電所、開閉所およびこれに準ずる場所に施設する場合	×	×	×	×	×		
	5. 機械器具内に電気用品安全法適用の漏電遮断器を施設し、引出部を補強した場合	×	×	×	×	-		
	6. 接地抵抗値が3Ω以下の場合	×	×	×	×	■		
	7. 電気用品安全法適用の2重絶縁構造の機器	×	×	×	×	-		
	8. 絶縁変圧器(3kVA以下)を使用した非接地回路	×	×	×	×	■		
	9. ゴム、合成樹脂などの絶縁物で被覆した機器	×	×	×	×	■		
	10. 誘導電動機の2次側に接続される機器	×	×	×	×	-		
	11. 電気浴器・電気炉・電気ポイラ・電解槽など	×	×	×	×	■		
12. 特高・高压電路に変圧器によって結合される低圧電路(発・変電所の電路を除く)(第36条)	×	×	×	×	■			
13. 住宅屋内で対地電圧150Vを超える電路に施設する2kW以上の機器(第143条)	-	-	-	■	-			
14. 火薬庫内に施設する機器(第178条)	■	■	■	-	-			
15. フロアヒーティング、パイプラインなどの電熱装置(第195条・197条)	■	■	■	■	■			
16. 電気温床などの施設(第196条)	■	■	■	■	■			
17. プール用水中照明灯などの施設(第187条)	■ (30V以下)	■	-	-	-			
18. 地上に施設する電路で電線がキャブタイヤケーブルである場合(第128条)	×	×	×	×	■			
19. 接地工事が困難な場所(第17条・29条)(注1、注2)	■	■	■	■	■			
20. コンクリート埋設の臨時配線(第180条)	■	■	■	■	-			
21. ライティングダクト電路を施設する時(第165条)	×	■	■	■	-			
22. 平形保護層配線(アンダーカーペット配線)電路(第165条)	×	■	■	-	-			
労働安全 衛生規則	移動式・可搬式の 電動機械器具 (第333条 第334条)	23. 水などの導電性の高い液体で湿潤している場所	■ (50V以下)	■	■	■	■	
		24. 鉄板上・鉄骨上・定盤上など導電性の高い場所	■ (50V以下)	■	■	■	■	
		25. 上記23-24以外の場所	×	×	×	■	■	
		26. 絶縁変圧器を使用した非接地方式の電路or回路	×	×	×	×	■	
		27. 絶縁台上で使用する場合	×	×	×	×	×	
		28. <PS>E適用の2重絶縁構造の機器	×	×	×	×	-	

■一部漏電警報装置で代用できる場合があります。

■詳細は、「電気設備技術基準」「労働安全衛生規則」を参照ください。

(注1)漏電遮断器装置を設置すればD種・C種接地抵抗値は500Ω以下でよい。

(注2)接地工事が困難な場合で水気のある場所以外であれば15mA感度品(0.1秒以内)を設置することにより接地を省略できる。(300V以下100A以下)